

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年八月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年五月十九日奈良県指令高土第三二一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年八月十二日高土第九六五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年八月十二日高土第四〇二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市狐井一三七番一、一三七番四、一三七番五及び一三七番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号

協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市狐井一三七番一

下水道 香芝市狐井一三七番一の一部